安倍能成記念教育基金奨学金規程

昭和62年6月13日 施行

改正平成4年4月1日平成5年4月1日平成6年4月1日平成10年4月1日平成13年5月29日平成15年4月1日平成17年4月1日平成22年6月16日

- 第1条 安倍能成記念教育基金奨学金(以下「奨学金」という。)は、安倍能成記念教育基金特別会計規程第3条第3号に定めるところにより、研究者の育成及び学生の学問・勉学の奨励を目的とする
- 第2条 前条による奨学金は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 大学院奨学金
 - 二 専門職大学院奨学金
 - 三 大学学部奨学金
 - 四 女子大学大学院奨学金
 - 五 女子大学学部奨学金
- 第3条 前条各号に定める奨学金の運用に関しては、別にこれを定める。
- 第4条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。
- 第5条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附則

- 1 この規程は昭和62年6月13日から施行する。
- 2 この規程施行にともない、従前の安倍能成記念教育基金奨学金支給規程は廃止する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。